

公立大学法人宮崎公立大学職員表彰規程

平成19年4月1日
規程第65号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学職員就業規則第82条の規定に基づき、職員の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに掲げる者について行う。

- (1) 大学の名誉となり、又は職員の模範となる善行を行った者
- (2) 職務の遂行にあたって、災害を未然に防止し、又は発生した災害の拡大を防ぎ、特に功労があった者
- (3) 職務の遂行にあたって顕著な成績をあげ、特に職員の模範とする事績があった者
- (4) 職務に関して、有益な研究、考案等を行い、又は事務能率の増進について著しく貢献をした者
- (5) 職員として永年勤続し、その勤務成績が良好である者
- (6) その他理事長が表彰することを適当と認める事績又は行為があった者

2 前項第5号に規定する者は、次のとおり区分してそれぞれ1回限り表彰する。

- (1) 勤続年数20年以上
- (2) 勤続年数30年以上

(表彰の内申)

第3条 所属長（教員にあつては学部長）は、所属職員が第2条第1項第1号から第4号まで及び第6号のいずれかに該当すると認めるときは、随時、事務局長を経由して理事長に内申するものとする。

(表彰事案の審査)

第4条 理事長は、その所属の職員に、第2条第1項各号のいずれかに該当する者があると認めるときは、必要に応じて当該事案の審査のための審査会を設置し、当該事案を審査に付することができる。

2 審査会は、被表彰者の選定及び表彰の方法その他必要な事項について審査する。

3 審査会は、学長、学部長及び事務局長をもって組織する。

4 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

5 審査会の庶務は、企画総務課において処理する。

(表彰の決定)

第5条 理事長は、前条の審査会の審議を踏まえ、表彰を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 前項の表彰状には、記念品を附することができる。

3 表彰は、理事長が定める日に行うものとする。

(追彰)

第7条 職員が、死亡後において表彰を受ける者に決定したときは、その死亡の日にさかのぼって表彰する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、職員の表彰に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第59条第2項の規定により大学の職員となった者の第2条第1項第5号の勤続した期間については、

その者の職員としての引き続いた在職期間を大学の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成１９年５月８日から施行し、改正後の公立大学法人宮崎公立大学職員表彰規程の規定は、平成１９年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成３０年１２月１日から施行する。